



もしも被害にあったり、人を傷つける書き込みを見つけたら・・・

インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や差別的な書き込みなどの人権侵害を受けた場合は、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ(インターネット接続業者)や掲示板の管理運営会社等に、削除依頼や発信者情報の開示請求などを行うことができます。

また、犯罪が疑われる場合には、発信者の特定を行うこともあり、書き込みが「名誉毀損罪」「脅迫罪」「侮辱罪」などに該当した場合は、刑事事件として検挙されることもあります。

福山市では、インターネットによる人権侵害に対する取組として、モニタリング(掲示板の定期的な監視)を実施しています。

また、悪質な差別的な書き込みについては、法務局と連携して、法律に基づきプロバイダや掲示板の管理運営会社等に書き込みの削除を求めています。



相手が見えないからこそ、モラルやマナーが大切です。

情報の発信源に注意する

情報を正しく選別できる力をつける



怪しいサイトには近づかない

一步、行動に移してみませんか？

うわさ話は書き込まない

心当たりのないメールには返信しない

不用意に個人情報を書き込まない

違法な書き込みの削除

インターネットによる人権侵害は、一人ひとりの人権意識や人権をめぐる社会状況がそのまま現れたものといえます。

この問題を他人事ではなく自分のこととしてとらえ、私たち一人ひとりが人権意識を高め、人権が尊重された社会を実現する担い手として行動することが問われています。

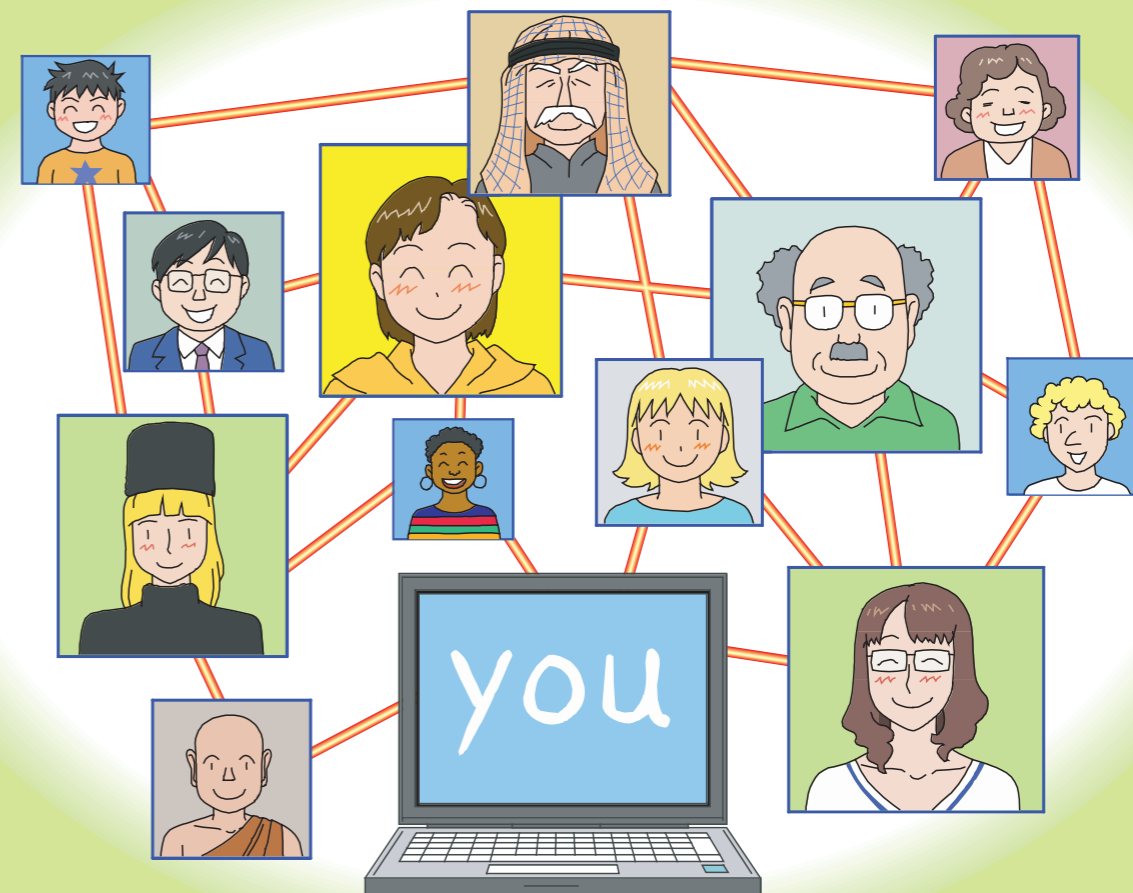
お問い合わせ

人権推進課 084-928-1006
生涯学習課 084-928-1243
中部生涯学習センター 084-932-7265

南部生涯学習センター 084-980-7713
松永生涯学習センター 084-934-5443
北部生涯学習センター 084-976-9460
東部生涯学習センター 084-940-2574
神辺生涯学習センター 084-962-5026

インターネットと人権

～お互いの人権を尊重した豊かなコミュニケーションを！～



私たちの暮らしとインターネット

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を便利なものにしていきます。最近では、パソコンや従来の携帯電話に加えて、スマートフォンやタブレット端末などの普及に伴い、利用方法も多様化し、子どもからおとなまで多くの人が利用しています。

インターネットの利用者数は年々増加し、2012年(平成24年)の利用者数は9,652万人で、人口普及率は79.5%に達しています。(出典)総務省「2012年通信利用動向調査」

インターネットによる人権侵害や犯罪が急増

インターネットの利便性が高まり、利用者が増加し続ける一方で、匿名性や情報発信の容易さから、個人や団体を誹謗・中傷したり差別を助長する書き込みや、出会い系サイトへの書き込みから犯罪に巻き込まれたりする事件などが全国で多発しています。

私たちは、どのようなことに気が付いたらよいでしょうか。

